海難防止へのインフォメーション

海難審判裁決書

令和7年1月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年3月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal
裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

ホーム > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和6年1月から令和7年1月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和7年1月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、海難審判所と神戸地方海難審判所の裁決2件について、"概要版"を作成しました 公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① 貨物船A(499トン) 遭難事件
 - 夜間、千葉県野島埼南西方沖合において、海上強風警報が発表されている状況下、A船は、高起した波による船体傾斜で船倉内のコンテナが片舷に移動して、20度を超える傾斜となって復原しなくなり、航行不能となった
- ② <u>貨物船A(17,933トン) 荷役施設衝突事件</u> 阪神港神戸第2区において、強風注意報が発表された状況下、A船は、離岸中、強まり始めた南寄りの風によって 岸壁に向けて圧流され、荷役施設に衝突した

海難防止への インフォメーション

① <u>貨物船A(499トン) 遭難事件</u>

(夜間、千葉県野島埼南西方沖合において、海上強風警報が発表されている状況下、A船は、高起した波による船体傾斜で船倉内のコンテナが片舷に移動して、20度を超える傾斜となって復原しなくなり、航行不能となった)

【海難概要】夜間、野島埼南西方沖合において、A船(499トン、5人乗組、コンテナ54個積載)は、海上強風警報が発表されている状況下、茨城県常陸那珂港から大分港に向け航行中、高起した波による船体傾斜で船倉内のコンテナが片舷に移動して、20度を超える傾斜となって復原しなくなり、航行不能となった(船体放棄した乗組員は、巡視船に救助された)

《原因等》 海上強風警報が発表されている状況下、船倉内にコンテナを積み込み、 常陸那珂港を発航する際、積荷の移動防止措置を十分にとらなかった

「船長は、船倉内にセルガイドが設置されておらず、船体動揺によるコンテナの移動」 で安全な航行が困難となるおそれがあったから、コンテナと側壁との間に角材等を ダンネージとして施すなど、**積荷の移動防止措置を十分にとるべき**であった

- 《背景》・A船は、過去に複数回常陸那珂港と大分港間でコンテナを輸送した実績があり、コンテナの積付け方法は、船倉内で、54個を船首尾方向に6個、船幅方向に3個を並べて3段積みされ、側壁とコンテナとの間には両舷約1メートルの空積があった
- ・各コンテナの底面四隅と床面との間に厚さ3センチメートルのゴム製荷敷が滑り止めとして置かれ、各コンテナの上下がツイストスタッカーによって固定されていた
- ・船長は、常陸那珂港発航に先立ち、関東海域北部に海上強風警報等が発表され、天 候の悪化を予想して野島埼南方沖合を通過後に東京湾で避泊する予定としていた
- ・船長は、コンテナが移動するほどの船体傾斜を生じることはないと思っていた
- ・船長は、A船への乗船が2回目であったものの、コンテナを積載した経験がなく、今回が初めてのコンテナ輸送であった

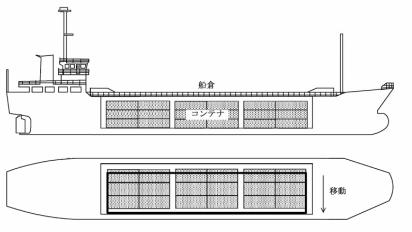
【発生日時】令和4年5月14日03時20分半僅か前

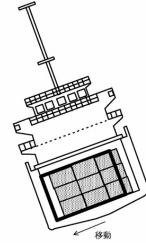
【発生場所】千葉県野島埼南西方沖合

【死 傷 者】3人(軽傷)

【損傷等】放棄された船体は、陸岸に漂着し、のち廃船処理された

参考図





[受審人]

《懲戒》

船 長: 四級海技士(航海) → 業務停止1か月

*本裁決は、R7.1.21に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい 海難防止への インフォメーション

② 貨物船A(17,933トン) 荷役施設衝突事件

(A船は、離岸中、強まり始めた南寄りの風によって岸壁に向けて圧流され、荷役施設に衝突した)

【海難概要】阪神港神戸第2区において、強風注意報が発表された状況下、A船 (17,933トン、20人乗組、コンテナ703個積載)は、水先人が友ヶ島パイロットステーション まできょう導する予定で乗船し、コンテナ岸壁からに離岸中、強まり始めた南寄りの風によって岸壁に向けて圧流され、右舷船首部が同岸壁の荷役施設に衝突した

《原因等》 強風注意報が発表された状況下、阪神港神戸第2区において、離岸を開始する際、離岸時における安全確保の措置を十分にとらなかった

「水先人は、強風注意報が発表されていることを知り、強風によって岸壁に向けて圧」 流されるおそれがあったのだから、岸壁に向けて圧流されることのないよう、船長に 進言してえい船1隻を追加手配し、えい船2隻を使用して離岸を開始するなど、離 上岸時における安全確保の措置を十分にとるべきであった

- 《背景》・神戸地方気象台は、13日04時04分兵庫県神戸市に強風注意報を発表し、13時19分に発表された内容は、同県南部では、強風や高波に注意すること、風のピークは13日昼過ぎにかけてであり、海上で最大風速毎秒18メートル(以下、風速は、毎秒を省略)の南西風が吹くというもので、水先人は、このことを承知していた
- ・水先人会は、水先業務引受制限事項で、阪神港神戸区での悪天候時における処置として、コンテナ船の場合、平均風速10メートル以上では、船長の同意を条件として、 追加のえい船を要請することとしており、水先人は、このことも承知していた
- ・水先人は、離岸開始前にA船の風速計で計測した数値が8メートルであり、離岸中は、 操船に影響を及ぼすほどの強風は吹かないと思い、船長に進言してえい船1隻を追 加手配し、同船2隻を使用して離岸を開始するなど、離岸時における安全確保の措置 を十分にとらなかった
- ・当時、天候は雨で風力7(13.9~17.1メートル)の南南西風が吹いていた

【発生日時】令和3年8月13日13時58分半僅か過ぎ

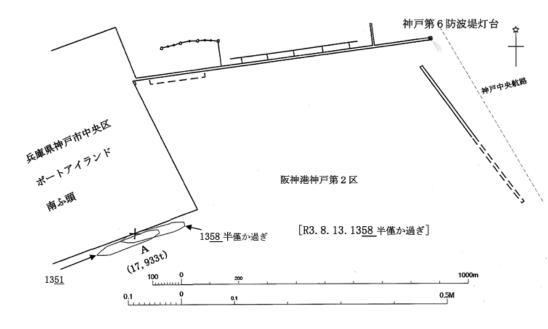
【発生場所】阪神港神戸第2区

【死傷者】なし

【損傷等】A船:右舷船首のハンドレールに凹損等を生じた

荷役施設:ガントリークレーンのケーブルリール等に損傷を生じた

参考図



[受審人]

《懲戒》

水先人:大阪湾水先区一級水先人 → 戒告

*本裁決は、R7.1.15に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい